

令和 7 年 6 月 4 日
生活環境部産業廃棄物課

産業廃棄物収集運搬業者の許可の取消しについて

このことについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 14 条の 3 の 2 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり県中地方振興局において産業廃棄物収集運搬業許可の取消処分を行いましたのでお知らせします。

記

1 被処分者

- (1) 氏名 有限会社さくら造園緑地（法人番号 1380002014430）
代表取締役 塩田 純人
- (2) 住所 福島県郡山市富久山町福原字西原 86 番地 1

2 処分の内容

産業廃棄物収集運搬業許可（法第 14 条第 1 項）の取消し

3 処分の理由等

当該法人が、令和 7 年 4 月 3 日に福島地方裁判所郡山支部から破産手続開始の決定を受けた。

このことが、法第 14 条第 5 項第 2 号イ（法第 7 条第 5 項第 4 号ロ（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者））の欠格要件に該当し、法に規定する許可取消事由に該当するに至ったため。

4 処分年月日

令和 7 年 6 月 3 日